

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶国籍証書の検認申請
- ② 手続根拠 : 船舶法第5条ノ2第1項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日より
総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年
総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年
木製船舶は1年
を経過後、国土交通大臣の定める期日までに提出してください。
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付のうえ、船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。（運航上の都合等止むを得ない事由のあるときは、理由を添えて最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出）
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : (個人の場合) 船舶登記簿謄本（登記事項証明書）、住民票写し 各1通
(法人の場合) 船舶登記簿謄本、法人の登記簿謄本、定款、代表者全員及び代表者を含む役員の2/3の住民票の写し 各1通
- ⑧ 申請書様式 : 船舶国籍証書検認申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課 | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課 | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課 | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 | 098-866-1838 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。

3. 手続情報

- ①審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

第八号書式（第三十条ノ三関係）

船舶国籍証書検認申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
総 ト ン 数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 _____</p> <p>管海官庁の長あて</p>	

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。